

申込確認書（新規入所申請者用）

～入所申請前に、必ずお読みください～

《入所申請前に》

希望保育施設へは、あらかじめすべての施設へ見学をお願いいたします。
保育施設ごとに開所時間、延長保育時間、保育料以外の諸費用等が異なります。必ず保育施設へご確認ください。
（お子さまの障がい、疾病、食べ物アレルギー等がある場合は、希望保育施設の対応可否についても必ずご確認ください）
※施設へのお見学、またはお問合せなく入所が内定した場合、集団生活の安全面等から、内定取り消しになる場合があります。

《入所選考について》

入所決定は選考により行われ、保育の必要性の高いお子さまから入所が決定します。募集人員に対して申請者が多数いる場合については、入所できないことがありますので、複数の施設の希望をお願いいたします。希望保育施設は、入所したい順番で、通所可能な保育施設を記入してください。（6施設以上も可能。）また、入所できなかった場合の方策についてもご検討いただきますようお願いいたします。

必要書類は、締切日までに全て揃えて提出してください。不足書類がある場合は、期限までにご提出いただいた書類に基づき入所選考を行います。また、提出された書類はお返しいたしませんので、必要なものは、事前にコピーをおとりください。

入所申請時の「保育が必要な状況（就労・疾病・就学その他の状況）」は、原則として、入所後も継続することが必要です。変更が生じた場合は、必ず**変更届**と**保育が必要な状況が確認できる書類**を提出してください。

ご提出していただいた書類等に、虚偽の内容が判明した場合は、入所決定を取り消します。

利用者負担額（保育料）の滞納（卒園児を含む。）がある世帯は、入所選考において不利になることがあります。

市と入所している保育施設双方において、児童や保育要件等の情報を提供することがあります。
また、集団生活をする上で、生活面・行動面で気になることがある場合に、関係機関と連携をとることがあります。

■市外の保育施設を希望する場合

市外の保育施設と市内の保育施設の両方を希望する場合は、申請書を同時に提出することはできません。市外の保育施設の選考にもれた場合は、おおむね市内の保育施設の選考が終了していることが想定されますので、市内の希望の保育施設に入所できない可能性が高くなります。

■育児休業中に申請の場合

育児休業中の申請者は、入所月翌月の14日までに必ず復職してください。**復職証明書**を提出してください。育児休業中の職場に予定どおりに復帰ができない場合、月末で退所していただくことがあります。

■求職を理由に申請の場合

求職を理由に申請され就職した方は、**就労証明書**を提出してください。必要な期日までに提出のない場合、退所していただくことがあります。

《入所内定後》

入所が内定した場合、保育施設でお子さまの面接があります。保育の実施上、医師等の健康診断を受けていただくことがあります。入所前に面接、健康診断を受けられない場合や健康診断の結果、集団保育ができないと判断された場合には、内定取消しとなる場合があります。

入所申請後及び内定後に辞退する場合は、必ず**入所申請取下げ・内定辞退届**を提出していただきます。内定後の辞退は、次回の選考時に不利になることがあります。

《入所できなかった場合》

入所できなかった場合は、入所待機通知書を送付します(初回のみとなります。)年度内は入所選考の対象となりますが、希望保育施設を変更する場合や、希望順位の変更をする場合は、必ず**利用希望施設変更届**を提出してください。

申請書類の有効期限は、入所希望日の属する年度内です。当該年度中に入所内定が出ず、次年度についても引き続き入所を希望する場合は、改めて申請書類一式を揃えて、再申請が必要です。

《入所後について》 ※裏面へ

入所当初は、お子さまが保育施設に慣れるまで「ならし保育」があり、短い時間でのお預かりとなります。「ならし保育」の期間は個人差がありますので、入所保育施設の指導に従ってください。

入所後、家庭状況が変わった場合（仕事内容変更・住所変更・妊娠出産など）は、すぐに**変更届**と必要な書類を提出してください。

申込確認書（新規入所申請者用）

＜入所後について＞

利用者負担額（保育料）は、口座振替によるお支払いをお願いしています。預金口座振替依頼書は、子ども保育課及び各保育施設にありますので、ご記入の上、各金融機関に提出してください。なお、口座振替手続きが完了するまでは、納付書でのお支払いとなります。3歳児クラス以上（教育利用の場合は、満3歳児以上）は、保育料は無償となるため提出不要です。既に、きょうだいが入所中で口座登録がある場合も、改めて提出する必要はありません。認定子ども園に入所が決まった場合は、施設での徴収となるため、各施設にお問い合わせください。

祖父母等と同居している場合で、父母の所得が年額31万5千円（月額約8万円の給与収入）を下回っているときは、家計の主宰者を同居の祖父母等として、当該祖父母等の税額で保育料が算定されることがあります。

利用者負担額（保育料）は、月の途中で退所した場合には日割り計算により算定されます。施設を退所する場合は、必ず退所届を提出してください。なお、お子さまが疾病、負傷等で保育施設に一時的に通所できない場合は、利用者負担額（保育料）が免除となることはありません。

翌年度も施設へ継続して入所を希望する場合、年に一度、継続利用児童用調査票および保育要件等の書類を提出していただきます。継続調査に係る書類提出や保育要件等の確認ができない場合、年度末で退所となる場合があります。

転園することはできますが、再度選考となりますので、元の保育施設等に戻ることができない場合があります。現在通っている保育施設については、入所希望日の前月末までに必ず退所届を提出していただきます。

甲府市外に転出し、継続して入所を希望する場合は、最長で翌年度末まで入所することができます。転出手続き後、子ども保育課においても手続きが必要となります。

■ 保育施設入所できなかった場合のお子さまの保育について・・・該当する事項に☑チェックしてください。

- 父又は母が家庭で保育する
- 勤務先に連れて行く
- 育児休業を延長する。（最大 年 月 日まで）
- 他の保育施設に預ける予定（認可外保育施設等・一時保育・その他）保育施設名等（ ）
- 親族（祖父母等）に預ける
- その他

■ 出産予定はありますか・・・該当する方に丸をし、出産予定がある場合は出産予定日を記入してください。

なし ・ あり 【予定日 年 月 日】

■ きょうだい同時申請の場合

希望順位	きょうだいで入所を希望する場合 ※①から③の項目に希望する順に数字を記入してください（複数可）。希望しない場合は「×」としてください。また、該当事項の□に「✓」をつけてください。
	① 同じ施設に入所できる場合、入所を希望する
	② 別々の施設に入所できる場合、入所を希望する
	<input type="checkbox"/> 希望順どおりに別々の施設に入所する
	<input type="checkbox"/> 希望順が高い子のみ入所する
	<input type="checkbox"/> 上の子（ ）のみ入所する ※入所しない児童の状況
	<input type="checkbox"/> 下の子（ ）のみ入所する 預け先等（ ）
	③ ひとりのみ入所できる場合、入所を希望する
	<input type="checkbox"/> どちらの子でも入所する
	<input type="checkbox"/> 上の子（ ）が入所できるのであれば入所する ※入所できなかった児童の状況
	<input type="checkbox"/> 下の子（ ）が入所できるのであれば入所する 預け先等（ ）

上記の内容についてすべて確認し、承諾致しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

（児童との続柄： ）

市確認者

